

はさま地域包括だより

発行：登米市迫地域包括支援センター（受託法人：社会福祉法人恵泉会）
登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1（迫総合支所内）
電話 0220-22-1152
FAX 0220-23-8623

地域包括支援センターは

高齢者の尊厳ある暮らしを守ります

— 高齢者の皆さんが安心して生活できるように、情報提供やご相談をお受けします —

1 「虐待」から守る

虐待を受けている本人、その家族や介護者または近隣住民などからの相談・通報窓口として、早期発見・被害防止を図ります。

- ▶身体的虐待 殴る、つねる、蹴る、ベッドに縛り付ける、部屋に閉じ込めるなど
- ▶心理的虐待 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、意図的に無視するなど
- ▶性的虐待 わいせつな行為をしたり強要したりする、裸のまま放置するなど
- ▶経済的虐待 年金や貯金を本人の意志に反して使用する、資産の無断売却など
- ▶介護放棄 長期間にわたり入浴させない、十分な食事を与えないなど



※虐待に関する相談・通報は、「虐待である」という証拠や、本人・家族等の同意がなくても行うことができます。また、相談・通報をした人が特定されないように対応します。

2 「財産」を守る

■ 悪質商法の被害防止

消費者被害を未然に防ぐための取り組みや情報提供を、関係機関と連携して行います。たとえば、異常な数量の健康食品を購入している、悪質業者とリフォームの契約をしたなどの高齢者がだまされて財産を失わないように注意喚起をする、消費生活センターにつなげるといった役割も行います。



■ 金銭管理や契約に不安がある場合

金銭・財産の管理、契約などに対して不安を抱えている方、頼れる家族がいないとき等には、成年後見制度などの活用を支援します。



成年後見制度とは？

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分ではない方を法律的に支援する制度です。家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。「法定後見」は判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」があり、また、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になった時に備えるものです。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるように

認知症初期集中支援チーム

認知症を患ってもご本人の意志を尊重し、住み慣れた地域で生活を送ることができるように専門職によるチームが支援します。

認知症初期集中支援チームは、市内5カ所の地域包括支援センターの看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等と、市内認知症サポート医で構成しています。

【対象となる方】

自宅で生活している40歳以上の方で、認知症が疑われる方や認知症の方で次のいずれかに該当する方です。

- ① 認知症の診断を受けていない方
- ② 継続的な医療を受けていない方
- ③ 適切な介護保険サービスを利用していない、または中断している方
- ④ 医療、介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が著しく、その対応に苦慮している方



認知症サポーター養成講座

認知症はどんな病気なのか正しく理解し、認知症になった本人と家族はどんな気持ちになるのか、地域で支える大切さを学び地域の応援者を養成する講座です。地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小、中、高等学校の生徒など様々な方が受講いただけます。



講座の様子

費用

無料

相談・問い合わせ

迫地域包括支援センター

長寿介護課地域包括支援係 ☎0220-58-5551

認知症ケアガイドブック

認知症の状態に応じて、どこで、どのような相談やサービス利用ができるのか大まかな目安を示したものです。

認知症は病気の進行によって症状が変化することから、認知症ケアガイドブックを活用していただき、認知症についての不安を少しでも軽減し、安心して暮らしていくための参考としていただければ幸いです。

認知症ケアガイドブックは地域包括支援センターにて配布しております。



活動紹介

9月21日は「世界アルツハイマーデー」

令和6年9月20日

みやぎ生協加賀野店にて認知症活動協力員の方々と啓発活動を行いました。



令和6年9月25日

長沼ボート場クラブハウスにて「第24回 癒しの音楽カフェ」を開催しました。



迫地域包括支援センターは、介護・福祉・保健の専門職がチームとなり、地域で暮らす **65歳以上**の高齢者を支援します。来所相談、電話相談、訪問相談どんな方法でもどうぞお気軽にご相談ください。相談は無料です。

【営業日及び営業時間】

○営業日 月曜日から金曜日まで（土日、祝祭日は定休日）

○営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※なお、来所での相談の際には、職員が不在の場合もありますので、事前に電話連絡を下さい。

